

## 文書一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

年 月 日付で申出のありました文書の公開については、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定しましたので通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容			
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日	収受番号	番
3 文書の公開の日時および場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
4 文書の公開をしない部分			
5 文書の公開をしない理由			
6 5の理由が消滅する期日	年 月 日		
7 担当部課等	電話	— —	内線

この決定に不服がある場合は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第 17 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長に対して異議の申出をすることができます。

注 1 指定された文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来所して文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開の日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 6の欄は、請求のあった文書の一部について文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに文書公開申出書を提出してください。